農務関係部課長会議　会議録

1. 日　時　令和5年8月29日(火)　午後1時30分から午後2時

2. 会　場　愛知県自治センター　大会議室

3. 当番市　稲沢市

4. 出席者　県　農業振興課課長補佐　馬場祐司
　　農業振興課主査　福島大介
　　市　名古屋市都市農業課長 山田昌弘始め３４名
　　市長会事務局　瀧田崇司係長、成瀬博幸係長

5. 内容

① 開会　市長会事務局　成瀬博幸

それでは、定刻となりましたので、ただいまより農務関係部課長会議を開会します。本日は、業務ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、お忙しいところご臨席賜りました愛知県の皆さま方には、心よりお礼申し上げます。私は、進行を務めさせていただきます、愛知県市長会事務局の成瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、愛知県市長会では、15 部門に分けて各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つが、この農務関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また、必要に応じて、愛知県の方からご助言などもいただく、と言ったことを目的として例年開催しております。

本日の会議においても、積極的に議題をお持ちよりいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。それでは、まず初めにご多忙の中ご出席賜りました愛知県の皆様方をご紹介させていただきます。

農業水産局農政部農業振興課 課長補佐　馬場祐司様

農業水産局農政部農業振興課 主査　福島大介様

それでは、県を代表しまして、農業水産局農政部農業振興課　課長補佐　馬場様よりご挨拶をいただきます。

② あいさつ　　農業水産局農政部農業振興課　課長補佐　馬場祐司

農業振興課の馬場と申します。

皆様方には、日頃から本県農業の推進にご理解ご協力をいただきありがとうございます。本県は農業の産出額が全国第８位に位置する農業県でありますが、担い手の減少や高齢化の進行が深刻な課題となっており、本県の農業が持続的に発展するためには、農地利用の最適化や担い手の確保、育成等を推進し、効率的で生産性の高い農業経営に取り組む必要があります。

こうしたなか、農業経営基盤強化促進法の改正法が今年４月に施行され、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を作成することとなりました。農振除外や農転の基準も改正されており、今後、地域計画の達成に支障を及ぼすことのない運用が必要になってきます。

農地制度は、例えば農振除外を行う場合、市に農用地利用計画の変更案を作成していただき、県が同意を行うというように、市と県とが連携して進める必要があります。

皆様方におかれましては、今後とも農地制度の適切な運用にご尽力賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

③ 議題

<u>議題１　農振除外の面積が 4ha を越える場合の農業振興地域整備計画の位置付けについて（提案市：豊田市）</u>

【要旨】豊田市では、上位計画（総合計画）に記載された事業のみを農業振興地域整備計画に位置づけしているが、流通業務施設や工場については「4ha では面積が足りない」といった相談も多分にある。

農振除外の面積が 4ha を越える工場や流通業務施設等の民間事業者主体の事業を、農業振興地域整備計画に位置づけし、農振除外を行った事例があるか。

【回答取りまとめ】

(1) 事例あり　　４市

(2) 事例なし　　３４市

【質問】

a　豊田市→西尾市、豊明市、小牧市

具体的な事業者が決定してから整備計画に位置付けをしているのか。もしくは、市が整備計画に位置付けをしてから事業者が入ってきて 4ha 以上の事業を行っているのか。

⇒（豊明市）

総合計画の見直しと合わせたタイミングで、農振整備計画、都市マスを見直しており、総合計画の産業ゾーン、都市マスの産業系土地利用の検討地区に位置付けを行っており、その時にはすでに事業者から具体的な話が出ていた。

⇒（豊田市）

具体的というのは、事業主体である農振除外の個別案件を出す方が、民間事業者で 4ha 以上であったという理解でよろしいか。

⇒（豊明市）

最初は 4ha 超えるということでやりとりしていたが、最終的に確認したら、一期事業と二期事業に分けていた。一期事業は 4ha を下回る面積で、二期事業は約 2.5ha であり、2、3 年あけた形でやっていた。

⇒（西尾市、小牧市は欠席のため事務局より回答）

・企業名を明らかにして、整備計画に位置付けを行っているか

西尾市：行っておりません。

小牧市：事業者の決定まではしておらず、企業名は明らかにしていない。事業計画予定者は民間事業者とし、予定施設として、工場、流通業務施設と明記して位置付けをしている。

・市が整備計画へ位置付けを行い、その中で民間企業が 4ha を超える事業を行ったことはあるか。

西尾市：ありません。

小牧市：現時点ではなく、事前相談段階である。

【県農業振興課コメント】

大規模な土地利用の転換は農振整備計画の達成に大きな影響があることから、県の同意基準では 4ha を超える農振除外は整備計画への位置付けを必要としており、その前提として、総合計画や都市マスタープランの構想と合致し

ている必要がある。
位置付けは、開発主体が誰であるかを問わず必要となるが、最近の事例としては、農地転用許可が不要とされている愛知県の企業庁による工業用地造成が多いと認識している。
一方、農地転用を民間事業者が行う場合は、4ha を超える農地転用許可は農林水産大臣協議案件となるため、東海農政局との調整も必要となるということで、ご留意いただきたい。

議題２　令和７年度以降の農振と地域計画について
（提案市：みよし市）

【要旨】農振除外等を行う場合は、その都度関係者との協議が必要であるなかで、みよし市は方向性がいまだ決められていない。他市町村がどのような形を検討しているのか。

【回答取りまとめ】

(1) 協議の場を設置する　　４市
　文書での意見聴取　　１０市
　その他　　２４市

(2) 協議の場を設置する、または文書での意見聴取と回答した市についても、範囲については未定の市が多かった。
　想定している市では、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合及び土地改良区や、除外地や隣接地所有者等の関係耕作者が挙げられた。

【補足説明】

・知立市
　「協議の場を設置する」と回答しているが、協議の場を設置するのは必要であると考えているものの、現状として内容は詰めきれてないという状況であるため、「その他」に回答を変えたい。

【質問】

a　みよし市→春日井市、東海市
　どういったスケジュール感でやっていく予定なのか。
　⇒（春日井市）

本決まりというわけではないため、実際のスケジュールについては未定だが、もし協議の場を開催する場合は、除外を希望する方から事前の相談があった場合に、ある程度固まった段階で、まずはその地域の方の了承を得るという意味を込めて、申請前ぐらいに地域の方を集めて、協議するイメージである。

⇒（みよし市）

申請前というのは、ほぼ固まっており申請が確定したようなタイミングという形ということでよろしいか。

⇒（春日井市）

計画が固まって、これをあとは申請するだけという段階のところで、まずは地元の方のご同意をいただくということを考えている。

⇒（東海市）

農振の全体見直しの際の協議や、人・農地プランの検討協議の場としても活用している農政協議会という既存の協議会を、除外に関しても活用することを考えており、地域計画の目標地図に位置付けられた農用地区域については、例えば年２回の募集の受け付けをそこで行う。

5 月と 11 月に受け付けている申出を、例えば 5 月の場合は 6 月から 8 月の間で、また 11 月の場合は 12 月から 2 月の間で農政協議会を開催して協議を行い、除外の公告前に地区計画の変更を公告するようなスケジュール感で進めていければというように現在検討している。

【県農業振興課コメント】

農振除外と地域計画の調整は、令和 7 年度以降に限らず、令和 5 年度及び令和 6 年度に地域計画を策定した場合は、その時点から必要となってくる。農振除外を行う土地の耕作者が地域計画の目標地図に位置付けられている場合、除外するためには、あらかじめ地域計画を変更しておく必要があるが、農業振興地域整備計画の変更案の公告縦覧等の法手続きは、地域計画の変更が、縦覧も終わり、確定した計画を公告した後に行う必要があるためご注意ください。

協議の場の設置の考え方や、地域計画変更の際の関係者の意見聴取の方法については、農林水産省が定めた農業経営基盤強化促進法の基本要綱や地域計画策定マニュアルに記載があるので、そちらも参考にしていただきたい。

④ 次年度当番市の決定

市制施行順により、令和６年度当番市は新城市となる。

⑤ 開会　　市長会事務局　成瀬博幸